

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

平成九年埼玉県告示第三百三十六号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第一項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第二の備考三中「（八潮市の区域を除く。）」を削る。